



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（五件）……………一
（環境局環境改善部化学物質対策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………六
（同）
- 告示（選）
- 政治団体の届出……………七
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………七
- 政治団体の解散の届出……………五
- 資金管理団体の指定の届出……………七
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………七
- 資金管理団体の取消しの届出……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………一〇
（産業労働局商工部地域産業振興課）
- 平成三十年度上半期（島しょ地区）危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………三
（東京消防庁）
- 平成三十年度危険物取扱者保安講習の実施……………三
（同）

告示

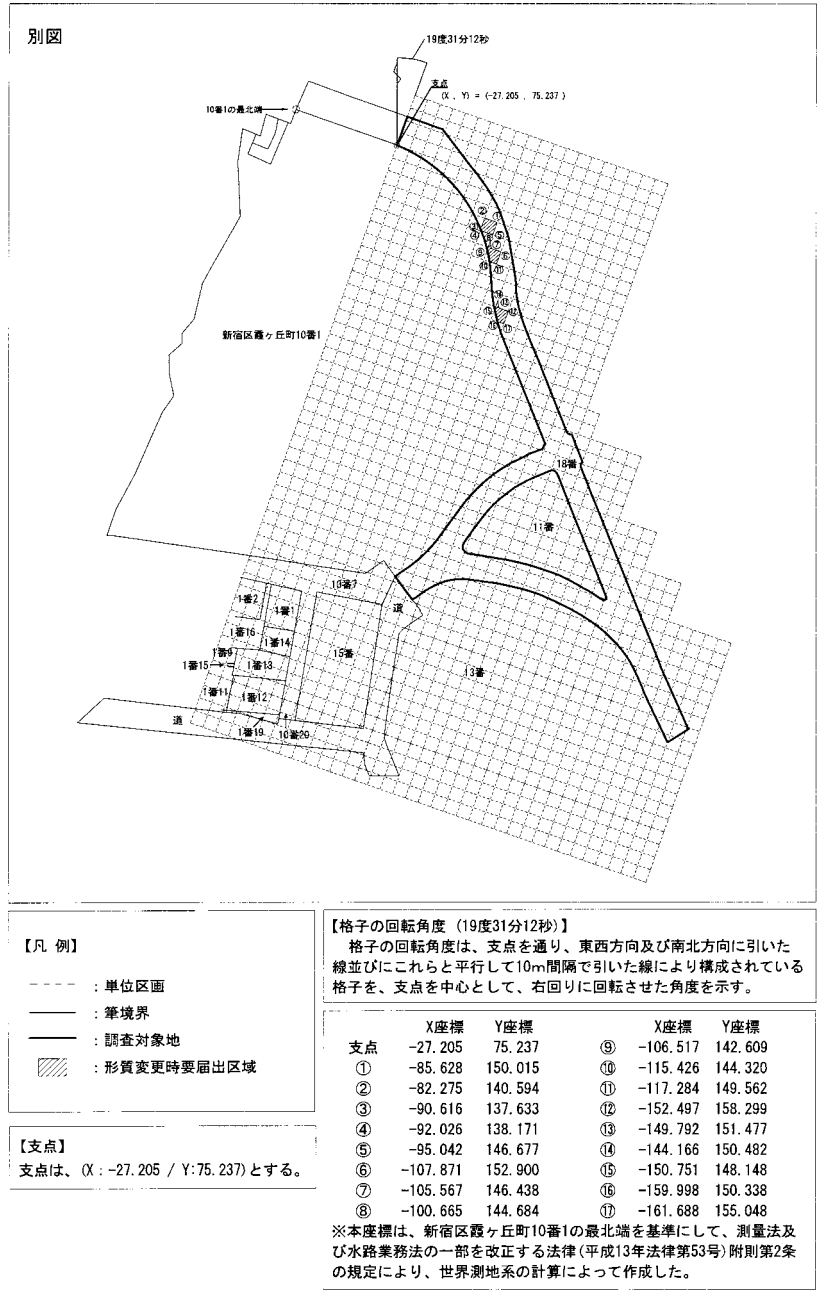
●東京都告示第七百九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区霞ヶ丘町地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物



●東京都告示第七百十号

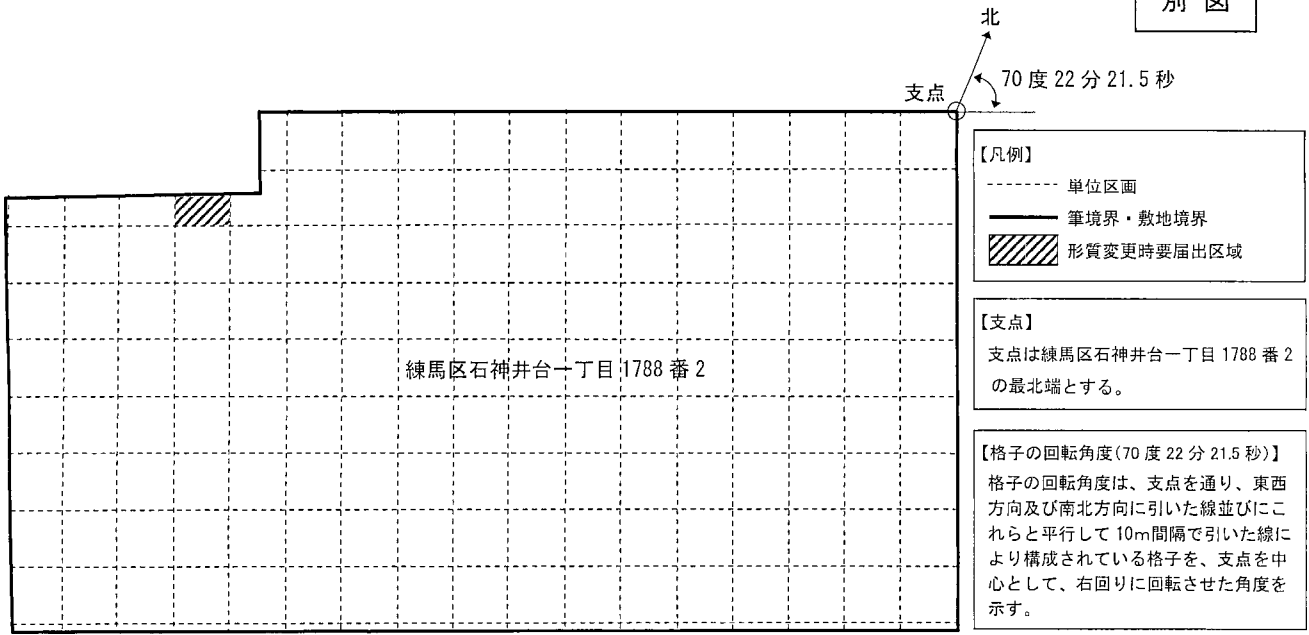
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(練馬区石神井台一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第七百一十一号

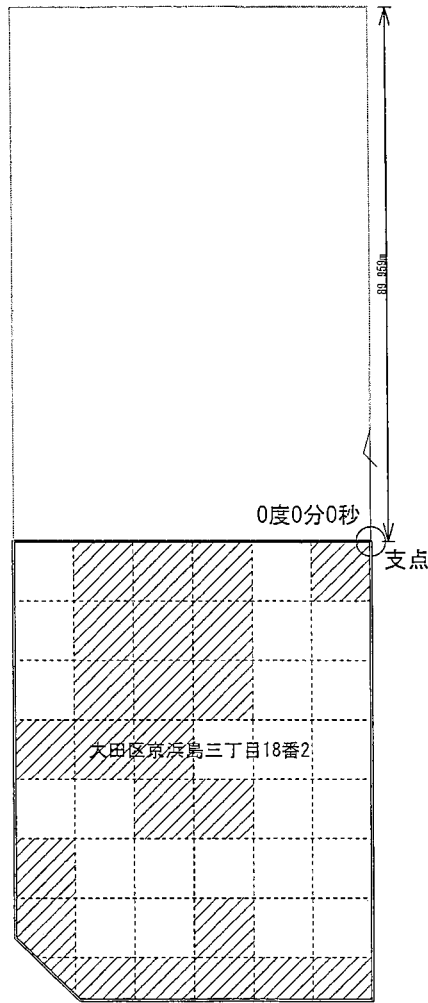
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更所要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月七日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更所要届出区域 別図のとおり(大田区京浜島三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更所要届出区域は、規則第五十八条第五項第十一号に該当する。

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
(規則第58条第5項第11号に該当する区域)

【支点】

支点は、大田区京浜島三丁目18番2の北東端より、筆境界に沿って南に89.959mの位置とする。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百七十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

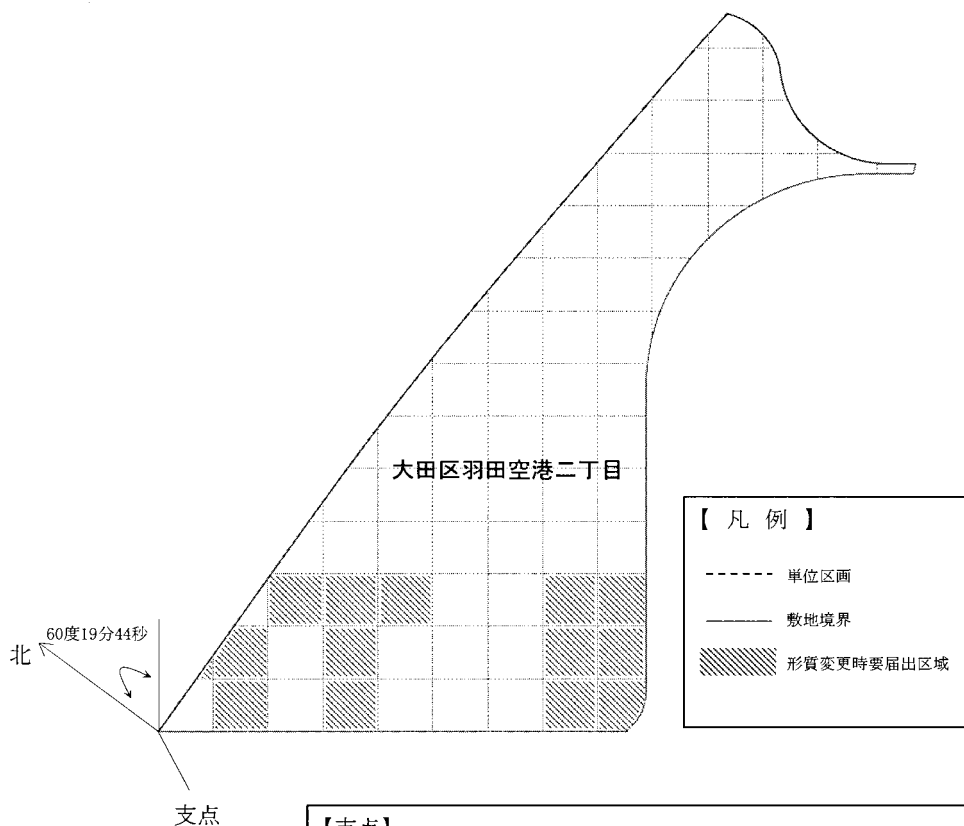
平成三十年五月七日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



【支点】
 支点は、大田区羽田空港二丁目にある事業敷地の最北端
 (X=-50484.970,Y=-6148.922)とする。
 ※支点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、
 世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(60度19分44秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して
 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度
 を示す。

●東京都告示第七百十三号

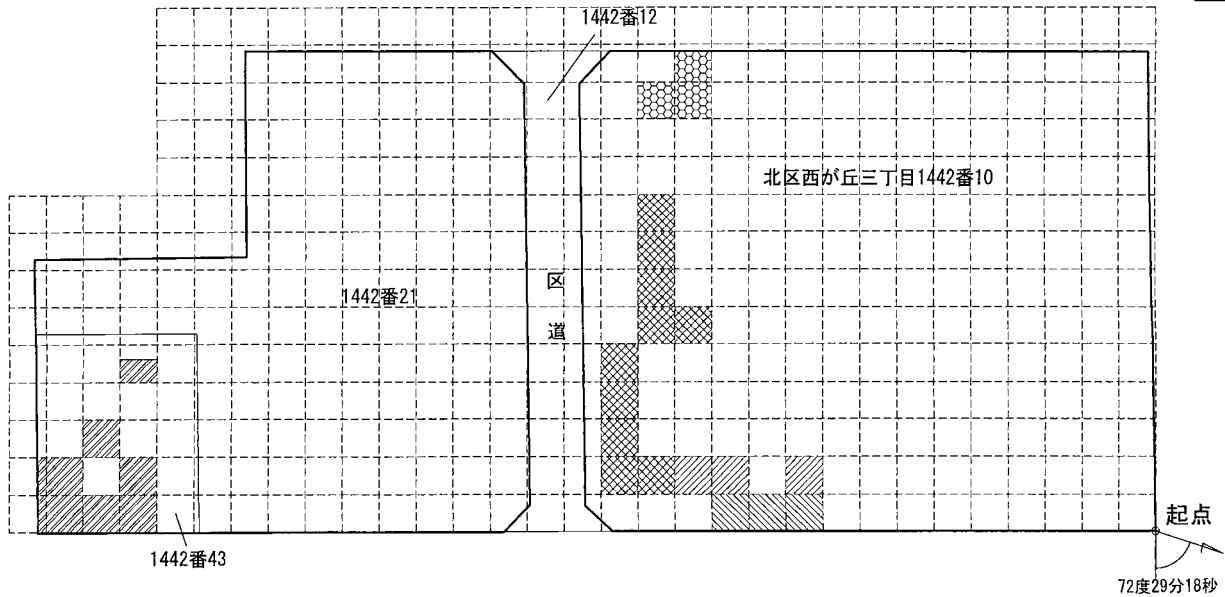
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(北区西が丘三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 四塩化炭素
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



【起点】
 起点は、北区西が丘三丁目1442番10の最北端とする。

【格子の回転角度(72度29分18秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】			
	調査対象地境界線		要措置区域(この告示により指定する区域)
	単位区画境界線		要措置区域(平成25年東京都告示第867号により指定した区域)
	筆境界線		要措置区域(平成26年東京都告示第917号により指定した区域)
	敷地境界		要措置区域(平成27年東京都告示第80号により指定した区域)
			形質変更時要届出区域(平成29年東京都告示第349号により指定した区域)

●東京都告示第七百十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千五百八十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月七日

東京都知事 小 池 百合子

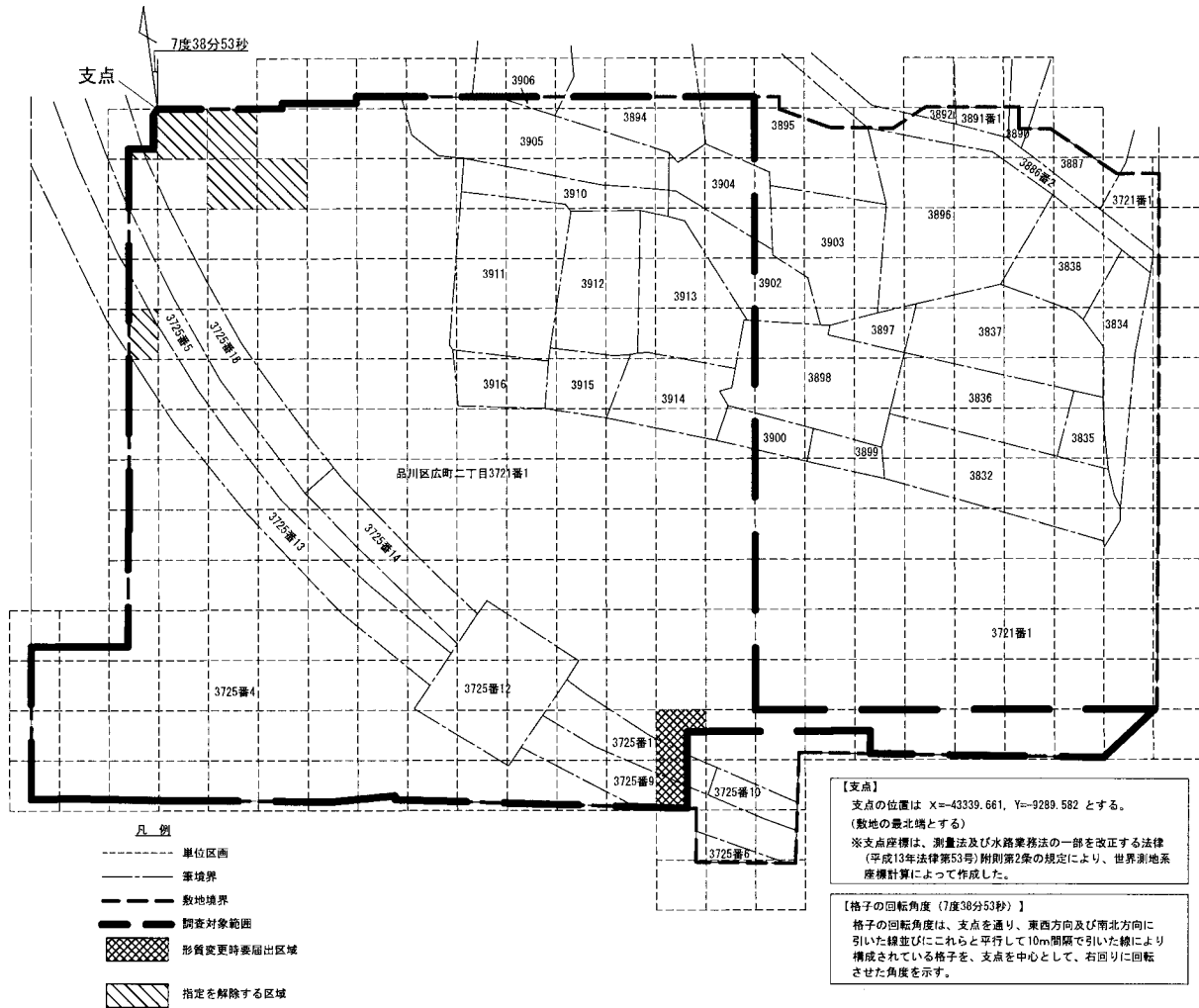
一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区広町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号) 第六
 条第一項 (同法第六条の三の規定によりその例によること
 とされる場合を含む。) の規定による政治団体の届出があ
 ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

平成三十年五月七日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の 区域を単位として設 けられる支部	公職の 種類 (第1号)
民進党東京都第7総支部	川合 孝典	栗田 俊之	千代田区永田町1-1-1	H30. 2. 16	○	参議院議員
民進党東京都第13総支部	川合 孝典	栗田 俊之	千代田区永田町1-1-1	H30. 2. 16	○	参議院議員
民進党東京都第15総支部	川合 孝典	栗田 俊之	千代田区永田町1-1-1	H30. 2. 16	○	参議院議員
民進党東京都第16総支部	川合 孝典	栗田 俊之	千代田区永田町1-1-1	H30. 2. 16	○	参議院議員
民進党東京都第18総支部	川合 孝典	栗田 俊之	千代田区永田町1-1-1	H30. 2. 16	○	参議院議員
民進党東京都第19総支部	川合 孝典	栗田 俊之	千代田区永田町1-1-1	H30. 2. 16	○	参議院議員
民進党東京都第23総支部	川合 孝典	栗田 俊之	千代田区永田町1-1-1	H30. 2. 16	○	参議院議員
立憲民主党東京都第10区 総支部	鈴木 庸介	高木 敏行	豊島区池袋2-57-6	H30. 2. 1	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の 区域を単位として設 けられる支部
民進党東京都第1総支部	七戸 淳	田中 愛	港区赤坂7-7-7	H30. 2. 16	○
民進党東京都第2総支部	青柳 雅之	山崎 泰	台東区雷門1-12-1	H30. 2. 16	○
民進党東京都第3総支部	石田 慎吾	栗田 俊之	品川区西五反田8-2-6	H30. 2. 19	○
民進党東京都第4総支部	山崎 勝広	松原 元	大田区東六郷3-22-10	H30. 2. 13	○
民進党東京都第5総支部	山口 拓	武山 建自	世田谷区太子堂5-16-9	H30. 2. 21	○
民進党東京都第6総支部	藤井 真尚	藤井 尚夫	世田谷区駒沢2-12-1	H30. 2. 13	○
民進党東京都第8総支部	増田 裕一	栗田 俊之	杉並区成田東2-14-11	H30. 2. 13	○
民進党東京都第10総支部	藤本 欣士	栗田 俊之	豊島区高田1-17-18	H30. 2. 13	○
民進党東京都第11総支部	尾名高 勝	栗田 俊之	板橋区大山町31-11	H30. 2. 13	○
民進党東京都第17総支部	川越 誠一	中村 慶子	葛飾区立石8-47-18	H30. 2. 13	○
民進党東京都第22総支部	井上 耕志	加藤 理恵	調布市深大寺南町1-19-25	H30. 2. 13	○
民進党東京都第25総支部	馳平 耕三	斉藤 成宏	羽村市五ノ神2-1-9	H30. 2. 13	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体 (その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の 氏名及び公職の種類 (第2号)
木内たかたね後援会	木内 孝胤	木内 正胤	港区元赤坂1-2-7	H30. 2. 26	衆議院議員	木内 孝胤、 衆議院議員
有済会	鳩山 太郎	森 千代子	文京区本郷5-23-1 2	H30. 2. 28	衆議院議員	鳩山 太郎、 衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
あなたと創る明日の中野の会	酒井 直人	菊地 亮太	中野区野方1-6-2	H30. 2. 19
春日亀小判後援会	春日亀 小判	春日亀 小判	多摩市豊ヶ丘1-59- 11	H30. 2. 28
日下瑞貴後援会	岡崎 綾修	加藤 隼太	新宿区中落合1-1-2 5	H30. 2. 26
糸川敏男後援会	糸川 敏男	住岡 達夫	立川市栄町5-37-2 1	H30. 2. 19
政策ラボTAMA	岩永 久佳	岩永 久佳	多摩市諏訪2-2	H30. 2. 28
関口健太郎を応援する会	関口 健太郎	関口 萌奈	杉並区高円寺南4-28 -3	H30. 2. 21
つたえりな後援会	大熊 健司	関根 榮一	葛飾区高砂3-12-1 7	H30. 2. 8
富永文子とおひさまネット	富永 文子	田中 美保	立川市柏町4-56-1 0	H30. 2. 15
東友美と百人の会	東 友美	山村 明嗣	町田市森野6-379- 1	H30. 2. 8
やすはら和美後援会	中島 代史江	池田 悠亮	江戸川区中葛西1-1- 2	H30. 2. 22

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党青梅総支部	石居 尚郎	会計責任者の氏名	富永 訓正	小川 龍美	H30. 1. 16
公明党千代田総支部	大串 博康	主たる事務所の所在地	千代田区岩本町1-8-13	千代田区岩本町1-8-5	H30. 2. 15
自由党東京都参議院選挙区第1総支部	山本 太郎	主たる事務所の所在地	江東区平野4-13-1	渋谷区代々木5-6-11	H30. 2. 9
自由民主党小平総支部	高橋 信博	会計責任者の氏名	森田 建一	加藤 浩司	H29. 9. 14
自由民主党東京都衆議院比例区第四支部	前川 恵	会計責任者の氏名	浜崎 篤人	大野 一成	H30. 2. 1
自由民主党東京都第一選挙区支部	山田 美樹	会計責任者の氏名	萩原 集二	吉澤 昌樹	H30. 1. 15
自由民主党東京都港区第二十九支部	鈴木 孝弥	会計責任者の氏名	小野 孝一	塚田 宣文	H30. 2. 13
自由民主党西東京総支部	山田 忠昭	会計責任者の氏名	古谷 康之	栗原 利雄	H30. 2. 16
民進党東京都足立区支部	大西 智	会計責任者の氏名	大西 由美子	米山 泰志	H29. 3. 31
民進党東京都小平市支部	石毛 航太郎	主たる事務所の所在地	小平市花小金井1-29-9	小平市鈴木町1-248	H30. 2. 1
		代表者の氏名	石毛 航太郎	小林 洋子	H30. 2. 1
民進党東京都第12区総支部	鈴木 裕子	主たる事務所の所在地	千代田区永田町1-11-1	北区神谷1-28-8	H30. 2. 16
		代表者の氏名	鈴木 裕子	川合 孝典	H30. 2. 16
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	H30. 2. 16
民進党東京都第9総支部	藤井 智教	主たる事務所の所在地	練馬区豊玉中4-12-1	練馬区大泉学園町8-11-2	H30. 2. 21
		代表者の氏名	藤井 智教	浅野 克彦	H30. 2. 21
		会計責任者の氏名	浅野 克彦	金井塚 誠	H30. 2. 21
民進党東京都文京区支部	山本 一仁	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	H30. 2. 21
		主たる事務所の所在地	文京区本駒込2-20-8	文京区大塚5-20-5	H30. 2. 14
		代表者の氏名	山本 一仁	渡辺 雅史	H30. 2. 14
民進党東京都港区支部	田中 愛	会計責任者の氏名	山崎 泰	増子 博樹	H30. 2. 14
		主たる事務所の所在地	港区西麻布4-11-28	港区赤坂7-7-7	H30. 2. 16

●東京都選挙管理委員会告示第六十三号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年五月七日

東京都選挙管理委員会

民進党東京都港区支部	田中 愛	代表者の氏名	田中 愛	七戸 淳	H30. 2. 16
		会計責任者の氏名	七戸 淳	田中 愛	H30. 2. 16

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体 (その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
いたくら美千代後援会	板倉 里治	主たる事務所の所在地	文京区関口1-47-12	文京区水道2-10-9	H30. 1. 31
		会計責任者の氏名	板倉 里治	広瀬 秀夫	H30. 1. 31
おおひら一博後援会 おおひら一博とハピネスあふれる社会を創る会	大平 一博	政治団体の名称	おおひら一博後援会 おおひら一博とハピネスあふれる社会を創る会	おおひら一博とハピネスあふれる社会を創る会	H30. 2. 1
		主たる事務所の所在地	千葉県浦安市堀江2-6-20	新宿区北新宿3-27-3	H30. 2. 1
小田原きよし連合後援会	三田 敏哉	主たる事務所の所在地	千代田区永田町2-1-2	立川市高松町3-14-11	H29. 12. 29
		代表者の氏名	三田 敏哉	新藤 義彦	H29. 10. 5
落合貴之を育てる会	上杉 孝久	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷1-12-14	世田谷区太子堂4-5-2	H30. 2. 5
片山かおるといっしょにかえる小金井の会	原島 康晴	主たる事務所の所在地	小金井市前原町5-9-6	小金井市前原町5-16-6	H30. 2. 16
恵政会	前川 恵	会計責任者の氏名	浜崎 篤人	大野 一成	H30. 2. 1
元気派市民とみとこの会	菅野 マスエ	会計責任者の氏名	花岡 友子	四方田 清	H30. 1. 20
幸福実現党葛飾後援会	平岡 幸夫	会計責任者の氏名	林 洋甫	池田 悠亮	H30. 2. 13
幸福実現党杉並後援会	尾田 賢	会計責任者の氏名	若笠 航平	高島 俊之	H30. 2. 20
幸福実現党東京大田後援会	古川 健二	主たる事務所の所在地	大田区田園調布2-17-5	大田区大森東3-11-5	H29. 11. 30
		代表者の氏名	古川 健二	古味 典夫	H29. 11. 30
		会計責任者の氏名	山本 崇	北村 直登	H29. 11. 30
幸福実現党武蔵野北後援会	安部 幹二	会計責任者の氏名	佐藤 孝之	村山 由加	H30. 2. 27
幸福実現党湾岸後援会	嘉藤 勝久	主たる事務所の所在地	江戸川区西葛西3-9-35	江戸川区中葛西2-4-47	H30. 2. 22
		代表者の氏名	嘉藤 勝久	大坪 恵利子	H30. 2. 22
		会計責任者の氏名	池田 悠亮	中岡 陽子	H30. 2. 22

高村正彦法曹後援会	小川 信明	国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第二号 に係る国会議員関係政治団体	H29. 9. 28
弘友会	小林 弘幸	国会議員関係 政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号 に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	H29. 1. 17
		公職の種類 (第一号)	衆議院議員		H29. 1. 17
小平市歯科医師政治連盟	柏木 敏男	国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第一号 に係る国会議員関係政治団体	H29. 10. 31
		主たる事務所の 所在地	小平市小川町1-101-3 9	小平市学園西町2-18-3	H30. 2. 5
		代表者の氏名	柏木 敏男	尚原 弘明	H30. 2. 5
小林ひろゆき後援会	小林 弘幸	国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第一号 に係る国会議員関係政治団体	H29. 1. 17
		公職の種類 (第一号)	衆議院議員		H29. 1. 17
		公職の候補者 の氏名及び公 職の種類(第二号)	小林 弘幸、衆議院議員		H29. 1. 17
斉藤りえ後援会	斉藤 里恵	国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第一号 及び第二号に係る国会議員関 係政治団体	H29. 10. 31
		主たる事務所の 所在地	北区田端新町2-24-1	北区上十条2-25-14	H30. 2. 5
翔英会	西野 輝彦	代表者の氏名	西野 輝彦	中里 重隆	H29. 12. 15
白須夏後援会	白須 夏	会計責任者の 氏名	田代 コウ	白須 一也	H30. 2. 20
深呼吸のできる八王子	小林 弘幸	主たる事務所の 所在地	八王子市横川町105-42	八王子市横川町105	H29. 1. 1
		国会議員関係 政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号 に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	H29. 1. 17
		公職の種類 (第一号)	衆議院議員		H29. 1. 17
すがた誠とあゆむ会	菅田 誠	国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第一号 に係る国会議員関係政治団体	H29. 10. 31
		主たる事務所の 所在地	練馬区田柄5-15-5	練馬区田柄5-15-13	H30. 1. 29
鈴木たかや後援会	小沼 松良	会計責任者の 氏名	小野 孝一	塚田 宣文	H30. 2. 13
鈴木たつお後援会	北島 邦彦	国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第二号 に係る国会議員関係政治団体	H29. 10. 31
住鋺連の政治活動を推進する会	今井 良樹	代表者の氏名	今井 良樹	木村 暢之	H30. 2. 6
		会計責任者の 氏名	小林 正宣	今井 良樹	H30. 2. 6

誠潔会	小田原 深	主たる事務所の所在地	千代田区永田町2-1-2	立川市高松町3-14-11	H29. 12. 28
大翔会	小林 弘幸	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	H29. 1. 17
		公職の種類(第一号)	衆議院議員		H29. 1. 17
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	H29. 10. 31
田中秀勝後援会	高山 喜一郎	会計責任者の氏名	田中 久子	田中 加奈枝	H29. 6. 23
調布・生活者ネットワーク	八木 昭子	代表者の氏名	八木 昭子	橋本 周子	H30. 2. 5
東京都中野区歯科医師連盟	山内 幸司	会計責任者の氏名	前原 茂夫	西原 英志	H29. 6. 1
都工組政治連盟	天野 春夫	代表者の氏名	天野 春夫	井出 榮一	H30. 2. 2
		会計責任者の氏名	唐沢 俊一	天野 春夫	H30. 2. 2
とみなが訓正励ます会	富永 訓正	主たる事務所の所在地	羽村市緑ヶ丘3-16-13	羽村市神明台2-4-13	H30. 1. 16
都民ファーストの会入江のぶこ後援会	入江 伸子	主たる事務所の所在地	港区赤坂1-12-32	港区赤坂1-11-12	H29. 9. 1
都民ファーストの会齊藤れいな後援会	齋藤 礼伊奈	主たる事務所の所在地	多摩市諏訪1-50-7	多摩市関戸5-5-15	H30. 2. 23
		会計責任者の氏名	鎌田 悟	藤田 純二	H30. 2. 23
都民ファーストの会森口つかさ後援会	森口 つかさ	主たる事務所の所在地	新宿区矢来町34	新宿区弁天町86	H30. 1. 31
中野税理士政治連盟	三浦 祥孝	会計責任者の氏名	平山 公洋	治田 千州	H30. 1. 29
西村えみ後援会	西村 恵美	主たる事務所の所在地	世田谷区瀬田2-7-12	日野市大坂上1-30-16	H30. 2. 23
八王子維新の会	小林 弘幸	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	H29. 1. 17
		公職の種類(第一号)	衆議院議員		H29. 1. 17
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	H29. 10. 31
早尾恭一後援会	早尾 恭一	会計責任者の氏名	鈴木 徳宏	齊藤 貢一	H30. 2. 27
日野税理士政治連盟	山下 雅裕	代表者の氏名	山下 雅裕	牧 修	H29. 6. 12
		会計責任者の氏名	大賀 論	佐藤 浩崇	H29. 6. 12
ひめがきの会	乾 貴志	会計責任者の氏名	宮島 稔	丸山 佐知子	H29. 6. 10

フロンティア21	小林 弘幸	国会議員関係 政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号 に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	H29. 1. 17
		公職の種類 (第一号)	衆議院議員		H29. 1. 17
		国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第一号 に係る国会議員関係政治団体	H29. 10. 31
町田税理士政治連盟	内田 宏	会計責任者の 氏名	並木 知紀	山田 祐貴	H29. 6. 16
松田だいすけ後援会	松田 大輔	主たる事務所の 所在地	多摩市愛宕4-7-26	多摩市愛宕4-9-7	H29. 10. 10
みんなで明るい八王子の未 来を考える会	小林 弘幸	国会議員関係 政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号 に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	H29. 1. 17
		公職の種類 (第一号)	衆議院議員		H29. 1. 17
		国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第一号 に係る国会議員関係政治団体	H29. 10. 31
みんなの夢を実現する会	小林 弘幸	国会議員関係 政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号 に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	H29. 1. 17
		公職の種類 (第一号)	衆議院議員		H29. 1. 17
		国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	法第十九条の七第一項第一号 に係る国会議員関係政治団体	H29. 10. 31
ものづくり関連政策を実現 推進する会	高田 直樹	会計責任者の 氏名	後藤 俊一	平野 浩明	H30. 2. 6
山本あつし後援会	斉藤 新一	主たる事務所の 所在地	武蔵野市境南町4-22-3	武蔵野市境南町3-3-5	H30. 2. 10
ゆきた昌之を励ます会	幸田 昌之	会計責任者の 氏名	及川 正寛	川上 剛	H30. 1. 1
横田みのる後援会	横田 実	代表者の氏名	横田 実	高木 晴夫	H30. 1. 23
都民ファーストの会新宿区 第一支部	森口 つかさ	主たる事務所の 所在地	新宿区矢来町34	新宿区弁天町86	H30. 1. 31
都民ファーストの会港区第 一支部	入江 伸子	主たる事務所の 所在地	港区赤坂1-12-32	港区赤坂1-11-12	H29. 9. 1
都民ファーストの会南多摩 支部	齋藤 礼伊奈	主たる事務所の 所在地	多摩市諏訪1-50-7	多摩市関戸5-5-15	H30. 2. 23
		会計責任者の 氏名	鎌田 悟	藤田 純二	H30. 2. 23
緑の党グリーンズジャパン 東京都本部	漢人 明子	会計責任者の 氏名	高見沢 重公	川本 稔	H30. 2. 3

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都葛飾区第十七支部	小用 進	H30. 2. 28
自由民主党東京都北区第八支部	高木 啓	H30. 1. 11
自由民主党東京都中央区第2支部	立石 晴康	H29. 12. 31
自由民主党東京都八王子市第二支部	相川 博	H29. 12. 31
日本維新の会衆議院東京都第15選挙区支部	見山 伸路	H29. 12. 8
民進党東京都足立区支部	大西 智	H30. 1. 31
民進党東京都第1行政区支部	山口 拓	H30. 2. 10
民進党東京都第8区総支部	吉田 晴美	H30. 1. 31
民進党東京都第16区総支部	初鹿 明博	H30. 1. 22
民進党東京都練馬区支部	藤井 智教	H30. 2. 18

2 その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
明るいふるさとを創る会	野村 明美	H29. 12. 31
区民ファーストの会	谷野 正志朗	H29. 12. 31
弘友会	小林 弘幸	H29. 12. 31
小用進と政治を語る会	小用 進	H30. 2. 28
清水ゆかり後援会	清水 ゆかり	H29. 10. 2
下鎌田大英会	内山 政夫	H30. 2. 1

●東京都選挙管理委員会告示第六十四号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年五月七日

東京都選挙管理委員会

翔英会	西野 輝彦	H30. 2. 20
シラトタロウの会	白戸 太朗	H29. 12. 31
鈴木たつお後援会	北島 邦彦	H29. 12. 25
谷野正志朗後援会	谷野 正志朗	H29. 12. 31
新山高一郎後援会	加茂坂 馨	H30. 2. 25
野村まさお後援会	野村 正夫	H29. 12. 31
八王子維新の会	小林 弘幸	H29. 12. 31
八王子活性化研究会	相川 博	H29. 12. 31
松井ひろみ後援会	前島 正秀	H29. 12. 31
まゆの会	堀内 国子	H29. 12. 31
みどりと平和を未来につなぐ会	塩澤 美香子	H30. 1. 31
みんなで明るい八王子の未来を考える会	小林 弘幸	H29. 12. 31
みんなの夢を実現する会	小林 弘幸	H29. 12. 31
吉井としみつ後援会	吉井 利光	H29. 12. 31
幸福実現党東京第6選挙区支部	中岡 茉妃	H29. 12. 31
幸福実現党東京第十選挙区支部	吉井 利光	H29. 12. 31
幸福実現党東京第十四選挙区支部	清井 美穂	H29. 12. 31

●東京都選挙管理委員会告示第六十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

平成三十年五月七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
春日亀 小判	市議会議員	春日亀小判後援会	多摩市豊ヶ丘1-59-11	H30. 2. 25
木内 孝胤	衆議院議員	木内たかたね後援会	港区元赤坂1-2-7	H30. 2. 20
関口 健太郎	区議会議員	関口健太郎を応援する会	杉並区高円寺南4-28-3	H30. 2. 21
富永 文子	市議会議員	富永文子とおひさまネット	立川市柏町4-56-10	H30. 2. 1
鳩山 太郎	衆議院議員	有済会	文京区本郷5-23-12	H30. 2. 26
東 友美	市議会議員	東友美と百人の会	町田市森野6-379-1	H30. 2. 6

●東京都選挙管理委員会告示第六十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

平成三十年五月七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
入江 伸子	都民ファーストの会入江のぶこ後援会	主たる事務所 の所在地	港区赤坂1-12-32	港区赤坂1-11-12	H29. 9. 1
内山 真吾	内山真吾を育てる会	公職の種類	都議会議員	市議会議員	H29. 6. 23
小田原 潔	誠潔会	主たる事務所 の所在地	千代田区永田町2-1-2	立川市高松町3-14-11	H29. 12. 28
小林 弘幸	フロンティア21	公職の種類	衆議院議員	都議会議員	H29. 1. 17
斉藤 里恵	斉藤りえ後援会	主たる事務所 の所在地	北区田端新町2-24-1	北区上十条2-25-14	H30. 2. 5
齋藤 礼伊奈	都民ファーストの会齋藤れいな後援会	主たる事務所 の所在地	多摩市諏訪1-50-7	多摩市関戸5-5-15	H30. 2. 23
菅田 誠	すがた誠とあゆむ会	主たる事務所 の所在地	練馬区田柄5-15-5	練馬区田柄5-15-13	H30. 1. 29
高野 恒一郎	高野恒一郎後援会	公職の種類	市長	市議会議員	H29. 9. 4
富永 訓正	とみなが訓正励ます会	主たる事務所 の所在地	羽村市緑ヶ丘3-16-13	羽村市神明台2-4-13	H30. 1. 16
松田 大輔	松田だいすけ後援会	主たる事務所 の所在地	多摩市愛宕4-7-26	多摩市愛宕4-9-7	H29. 10. 10
森口 つかさ	都民ファーストの会森口つかさ後援会	主たる事務所 の所在地	新宿区矢来町34	新宿区弁天町86	H30. 1. 31

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
相川 博	八王子活性化研究会	H29. 12. 31
小林 弘幸	フロンティア21	H29. 10. 31
小用 進	小用進と政治を語る会	H29. 11. 12
谷野 正志朗	谷野正志朗後援会	H29. 12. 31
露木 禎尚	活力ある西多摩をつくる会	H29. 6. 22
野村 正夫	野村まさお後援会	H29. 6. 30
吉井 利光	吉井としみつ後援会	H29. 12. 31

●東京都選挙管理委員会告示第六十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年五月七日

東京都選挙管理委員会

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年五月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年五月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 豊島ハイツ
二 店舗所在地 豊島区長崎五丁目一番三十一号
三 設置者名 株式会社東急ストア
四 設置者住所 目黒区上目黒二丁目二十一番十二号
五 変更前の設置者の代表者名 川島 宏
六 変更後の設置者の代表者名 須田 清
七 変更を行った小売業者の氏名又は名 株式会社東急ストア

称

- 八 変更前の小売業者の代表者名 川島 宏
九 変更後の小売業者の代表者名 須田 清

十 変更日 平成二十四年五月三十一日

十一 届出日 平成三十年三月三十日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間 平成三十年五月七日から同年九月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 セブントウン小豆沢
二 店舗所在地 板橋区小豆沢三丁目九番五号
三 設置者名 株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク
四 設置者住所 千代田区二番町八番地八
五 変更前の設置者名 株式会社モール・エスシー開発
六 変更後の設置者名 株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク
七 変更前の設置者の代表者名 太田 喜明
八 変更後の設置者の代表者名 近藤 悦啓
九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか七名

十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヨークマートほか六名

十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社赤ちゃん本舗ほか二名

十二 変更前の小売業者の住所 埼玉県上尾市上二百九十八番地の一(株式会社LIXILビバ)

十三 変更後の小売業者の住所 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号(株式会社LIXILビバ)

十四 変更前の小売業者の代表者名 河邊 司郎(株式会社赤ちゃん本舗)ほか二名

十五 変更後の小売業者の代表者名 佐藤 好潔(株式会社赤ちゃん本舗)ほか二名

十六 変更日 平成三十年三月二十八日ほか

十七 届出日 平成三十年四月十三日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成三十年五月七日から同年九月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。
 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年五月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。
 平成三十年五月七日

平成三十年五月七日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 豊島ハイツ

二 店舗所在地 豊島区長崎五丁目一番三十一号

三 設置者名 株式会社東急ストア

四 設置者住所 目黒区上目黒二丁目二十一番十二号

五 変更前の開店時刻 午前十時。ただし、年間二百四十日に限り午前九時

六 変更後の開店時刻 午前九時

七 変更日 平成三十年三月三十一日

八 届出日 平成三十年三月三十日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 平成三十年五月七日から同年九月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

平成30年度上半期(島しょ地区)危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施について

て

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。
 平成30年5月7日

平成30年5月7日

東京都知事 小池 百合子

1 危険物取扱者保安講習

(1) 講習区分 全区分

(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者

(3) 実施日時及び実施場所
 ア 実施日時 平成30年6月24日(日曜日) 午前9時から午後1時まで
 イ 実施場所 神津島村生きがい健康センター 神津島村903番地

(4) 受講申請の受付日時及び受付場所

ア 受付日時 平成30年6月24日(日曜日) 午前8時30分から午前9時まで

イ 受付場所 神津島村903番地

2 消防設備士講習
 (1) 講習区分
 ア 消火設備
 イ 警報設備
 ウ 避難設備・消火器

(2) 受講対象者 消防設備士免状の交付を受けている者

(3) 実施日時及び実施場所

ア 実施日時 平成30年6月23日(土曜日) 午前9時から午後5時まで
 イ 実施場所 神津島村生きがい健康センター 神津島村903番地

(4) 受講申請の受付日時及び受付場所

ア 受付日時 平成30年6月24日(日曜日) 午前8時30分から午前9時まで

イ 受付場所 神津島村903番地

神津島村生きがい健康センター

神津島村903番地

2 消防設備士講習

(1) 講習区分

ア 消火設備

イ 警報設備

ウ 避難設備・消火器

(2) 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けている者

(3) 実施日時及び実施場所

ア 実施日時

平成30年6月23日(土曜日) 午前9時から午後5時まで

イ 実施場所

神津島村生きがい健康センター

神津島村903番地

(4) 受講申請の受付日時及び受付場所

ア 受付日時

平成30年6月23日(土曜日) 午前8時30分から午前9時まで

イ 受付場所

神津島村生きがい健康センター

神津島村903番地

3 問合せ先

東京消防庁予防部防火管理課試験講習係(電話03-3255-2945)

平成30年度危険物取扱者保安講習の実施につ

て

て

て

て

て

<p>いて</p> <p>消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。</p> <p>平成30年5月7日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>1 講習区分及び受講対象者</p> <p>(1) 講習区分 全区分</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>2 講習の実施日時及び実施場所</p> <p>(1) 実施日時 平成30年7月7日（土曜日）、同月18日（水曜日）及び平成30年8月3日（金曜日）の3日間 各日とも午後1時から午後5時まで</p> <p>(2) 実施場所 東京消防庁立川都民防災教育センター 立川市泉町1156番地の1</p> <p>3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所</p> <p>(1) 受付期間 平成30年5月21日（月曜日）から各講習日の7日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）（各講習日の受付期間の最終日が休日の場合は、直後の休日以外の日まで）</p> <p>なお、各講習の受講申請者が定員に達した場合は、</p>		<p>締め切るものとする。</p> <p>(2) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(3) 受付場所 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>4 問合せ先</p> <p>(1) 都内（稲城市及び島しょ地域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）</p> <p>5 その他 受講申請書は、各受付場所にて配布する。</p>
--	--	---

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三三二二)一〇一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 本号 一箇月 七〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七號
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

